

岡山県時短要請協力金(第7期)

要請期間 令和3年9月13日(月)から令和3年9月30日(木)

措置区域:岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、赤磐市、真庭市、浅口市、早島町、矢掛町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町

措置区域以外:高梁市、新見市、瀬戸内市、美作市、和気町、里庄町、新庄村、鏡野町、西粟倉村、吉備中央町

支給要件

全てを満たすこと

区域	措置区域	措置区域以外
内容	1 食品衛生法の一部を改正する法律による改正前の食品衛生法第52条(改正後には第55条)に基づく飲食店又は喫茶店の営業を行う店舗(テイクアウト、宅配を除く、カラオケボックスを含む) (令和3年9月12日以前から営業していること。) 2 元々の営業時間が5時～20時を超えていた飲食店は営業時間を5時～20時までに短縮し、かつ、酒類の提供は行わないこと(利用者による酒類の店内持込み含む) 3 要請期間中のすべての日において、営業時間の短縮の要請に全面的に協力すること ※9月13日(月)から協力を開始すること 4 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛(カラオケボックスは対象外) 5 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること 6 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと	1 食品衛生法の一部を改正する法律による改正前の食品衛生法第52条(改正後には第55条)に基づく飲食店又は喫茶店の営業を行う店舗(テイクアウト、宅配を除く、カラオケボックスを含む) (令和3年9月12日以前から営業していること。) 2 元々の営業時間が5時～20時を超えていた飲食店は営業時間を5時～20時までに短縮し、かつ、酒類の提供は、11時～19時までとすること(利用者による酒類の店内持込み含む) 3 要請期間中のすべての日において、営業時間の短縮の要請に全面的に協力すること ※9月13日(月)から協力を開始すること 4 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛(カラオケボックスは対象外) 5 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること 6 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

支給額等

1店舗あたり

区域	措置区域	措置区域以外
中小企業等 (売上高方式)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの支給額
	7万5,000円以下	3万円
	7万5,000円超～25万円未満	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の4割
大企業 (売上高減少額方式)	25万円以上	10万円(上限額)
	1日あたりの支給額:前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割 ※上限額:20万円 ※中小企業等も大企業の方式を選択可	1日あたりの支給額:前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割 ※上限額:20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたりの売上高×3割の低い額 ※中小企業等も大企業の方式を選択可

申請方法

1店舗あたり

早期支給申請	要請期間終了後に受け付ける本申請に先立ち、希望される方に協力金の一部を早期支給します。 <受付期間>令和3年9月13日(月)から9月24日(金)まで <早期支給申請の主な要件> (1)中小企業及び個人事業主(※大企業は対象外) (2)本申請を「売上高方式」で申請する (3)過去実施分の岡山県時短要請協力金について受給実績があること (4)要請期間の全ての日において、営業時間短縮等の要請に全面的に協力すること	支給額(一律) 27万円/店舗
本申請 (要請期間終了後)	<受付開始時期>令和3年10月上旬予定 早期支給の対象とならない方(大企業及び売上高減少額方式を選択する中小企業等)や、早期支給の申請を行わない方については、要請期間終了後に申請の受付を行います。 ※早期支給を受けた方も、本申請が必要となります。	

相談窓口

申請方法などの詳細はHPをご覧いただぐか、コールセンターへお問い合わせください。



岡山県
OKAYAMA PREFECTURE

岡山県 時短要請協力金 コールセンター

TEL 086-201-2199 (平日9:00～18:00) **※9月11日(土)及び12日(日)は受付(9:00～17:00)**

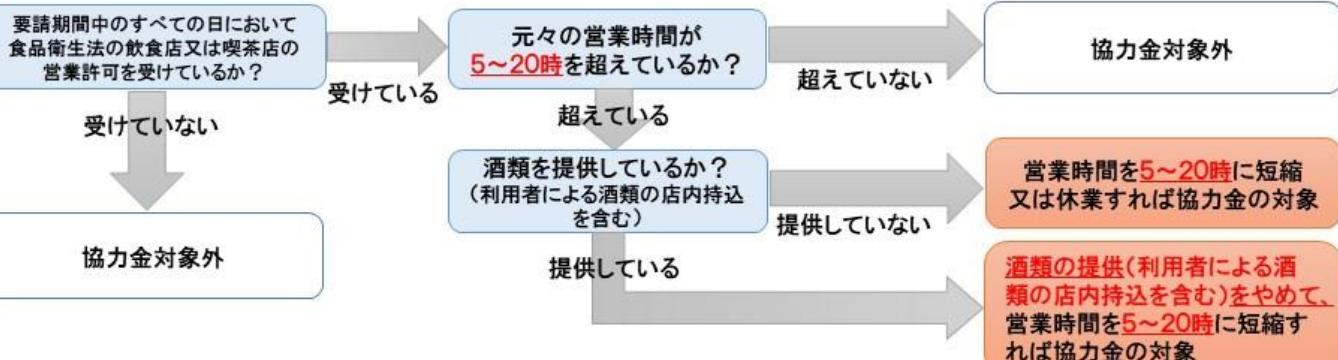
●飲食店等への要請

区域	措置区域	措置区域以外
対象施設	<p>【飲食店】飲食店又は喫茶店等(テイクアウト、宅配を除く)</p> <p>【遊興施設】接待を伴う飲食店、カラオケ店等で食品衛生法の飲食店 営業許可を受けている店舗</p> <p>【結婚式場】食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場</p>	<p>【飲食店】飲食店又は喫茶店等(テイクアウト、宅配を除く)</p> <p>【遊興施設】接待を伴う飲食店、カラオケ店等で食品衛生法の飲食店 営業許可を受けている店舗</p> <p>【結婚式場】食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場</p>
実施内容 要請内容	<p>〔特措法第31条の6第1項に基づくもの〕命令、過料の規定あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○営業時間の短縮(通常20時を超えて営業している店舗は、営業時間を5時から20時までに短縮) ○酒類の提供を行わないこと(利用者による酒類の店内持込みを含む) ○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛(カラオケボックスは対象外) ○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板、パーテーションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条各号の措置を徹底 <p>〔特措法第24条第9項に基づくもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○「もしサポ岡山」の活用 <p>〔法に基づかない働きかけ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○岡山県飲食店感染防止第三者認証事業の認証取得に努めること 	<p>〔特措法第24条第9項に基づくもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○営業時間の短縮(通常20時を超えて営業している店舗は、営業時間を5時から20時までに短縮) ○酒類の提供は、11時から19時まで(利用者による酒類の店内持込みを含む) ○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛(カラオケボックスは対象外) ○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板、パーテーションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条各号の措置を徹底 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○「もしサポ岡山」の活用 <p>〔法に基づかない働きかけ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○岡山県飲食店感染防止第三者認証事業の認証取得に努めること

岡山県時短要請協力金(第7期)対象フロー図

飲食店・遊興施設・結婚式場

措置区域



措置区域以外

